除雪作業中の事故防止を心がけましょう

作業は2人以上で

複数人で除雪作業を行うことで、周りの安全確認や、事故が発生した場合に素早く応急対処ができます。

屋根の雪下ろしにご注意ください

・命綱、ヘルメットを着用しましょう。
・建物の周りに雪を残して、万が一の転落の際のケガの軽減を図りましょう。
・はしごはしっかり固定しましょう。
・低い屋根でも同様の対策をしましょう。

屋根からの落雪にご注意ください

気温が上昇すると融雪が始まり落雪が多くなります。
建物の周りでの作業や、屋根の雪下ろしを行う際には、充分注意してください。

除雪機の操作にご注意ください

除雪機に詰まった雪を除去する際には、体の一部が巻き込まれないように、必ずエンジンを停止してから行いましょう。

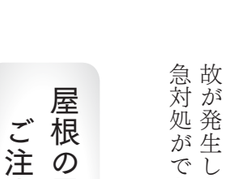

水路や側溝へ雪を入れない

水路や側溝に雪を投げ入れると、下流で雪が詰まり水が溢れることにより、浸水被害の原因となります。
多くの皆さんに迷惑をかけることとなりますので、絶対にしないようにしてください。

問い合わせ先
市役所庶務課防災係 ☎(22)2111（内線210）

雪下ろし費用の一部を助成します

市では、積雪による住居の倒壊や損傷を防止するため、低所得の高齢者、母子家庭および心身障害者世帯などに対して、除雪（雪下ろし）費用の一部を助成しています。

補助対象　屋根に、おおむね70㌢以上積雪した場合の雪下ろしにかかった費用

対象世帯　平成22年度市民税の所得割が課せられていない世帯で、かつ、次の①～④のいずれかに該当する世帯
①65歳以上の方のみの世帯および65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
②母子・寡婦世帯
③生計の中心となる方が心身障害者である世帯
④要保護世帯（生活保護が適用されている世帯は除きます）

補助金額　除雪作業員賃金1人1時間当たり1375円で、除雪にかかった時間の合計額
※市内および近隣市町村にいる扶養義務者（子や兄弟など）から援助が見込める場合や扶養義務者が雪下ろしをした場合は、補助対象になりません。

申請方法など　申請書が必要な方は、市役所福祉課厚生保護係までご連絡いただければお送りします。なお、申請書などには、民生委員さんの確認が必要になります。ご不明な点はお問い合せください。

問い合わせ先
市役所福祉課厚生保護係
☎(22)2111（内線255）
豊田支所地域振興課市民生活係
☎(38)3111（内線132）

福祉医療費給付金制度

～申請はお早目にお願いします～

乳幼児等

0歳から小学校6年生のお子さんを対象に医療費の一部を給付しています。
なお、小学校4年生から6年生のお子さんは入院医療費が対象で申請が必要です。
給付申請の有効期限は入院した月から1年です。

対　象	所得制限	対　象 医療費	福祉医療費 受給者証	給付金を受けるには
0歳～ 小学校3年生	なし	入院・通院	あり	医療機関などへ医療費を支払う際に、今までどおり、「福祉医療費受給者証」を提示してください。 ※県外で受診した場合の手続きは下段と同様です。
小学校4年生～ 6年生	なし	（平成22年4月1日からの）入院	なし	**申請が必要です。**医療機関へ入院医療費を支払った後、市役所子育て課に申請してください。申請の際には、領収書（保険点数のわかるもの）、印鑑、通帳、お子さんの保険証、高額医療費などが対象の場合は保険者からの決定通知書をお持ちください。

障害者等

精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方は、平成22年4月から所得制限が緩和され、市民税非課税または所得税が課せられていない場合、福祉医療費給付制度の対象となります。なお、同一世帯員がいる方は同一世帯員全員の所得が特別障害者手当の支給範囲であることが要件となります。
申請の際には精神障害者保健福祉手帳、保険証、印鑑、通帳をお持ちください。

乳幼児等に関する問い合わせ先　市役所子育て課子ども支援係　☎（22）2111（内線356）
障害者等に関する問い合わせ先　市役所福祉課厚生保護係　☎（22）2111（内線255）

国民健康保険の加入・脱退

手続きは市役所窓口へ

国民健康保険に加入していた方が、勤務先の健康保険に加入したり、勤務先を離職した場合は、市役所市民課または豊田支所の窓口にて手続きが必要になります。

手続方法
勤務先の健康保険に加入した方は、次の①～③をお持ちください。
①勤務先で発行された健康保険証（本人と被扶養者分）
②市の国民健康保険証
③届け出する方の印鑑
届け出がないと保険に重複加入していることになりますので、ご注意ください。
勤務先を離職などした方は、次の①～③をお持ちください。
①勤務先で発行される健康保険離脱証明書
②届け出する方の印鑑と身分証明書（運転免許証など）
③年金証書（60～64歳の方）

社会保険などの扶養
国民健康保険にご加入の方で、ご家族に勤務先の社会保険などに加入している方がいる場合、左記の認定基準により勤務先の社会保険などに加入できる場合があります。国民健康保険税の負担が軽減される場合もありますので、該当する方はご検討ください。

「社会保険などの被扶養者となる主な認定基準」
・60歳未満の方は、年間収入が130万円未満の方
・60歳以上の方は、年間収入が180万円未満の方
・障害年金の受給要件に該当する方は、年間収入が180万円未満の方
なお、各保険者ごとに要件が異なりますので、勤務先の健康保険の担当者にご相談ください。

問い合わせ先
市役所福祉課国保医療係
☎(22)2111（内線296）
豊田支所地域振興課市民生活係
☎(38)3111（内線131）